

令和6年度助成に係る主なポイント

申請時に気を付けていただきたいポイントや変更点をまとめました。申請時の参考にしてください。

(1) 申請方法について

申請方法は電子申請のみです。初めて助成金申請を検討されている方は、事前に ID 申請・発行手続きが必要です。

(2) 感染症対策経費について（変更）

新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が「5類感染症」に移行されたことに伴い、感染症に係る対策経費のうち、PCR検査キットと抗原検査キットについてはB.助成対象外経費となりました。

また、感染症対策に係る経費の額については、助成対象経費の2割を上限としていましたが、活動を実施する上で、真に必要な経費のみを対象とすることに変更となりました。(P.32参照)

(3) 国立・公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料について（変更）

国立・公立の青少年教育施設が施設使用料の取扱いを変更したことに伴い、指導者・スタッフ分だけでなく、参加者分の国立・公立の青少年教育施設の宿泊を伴う場合の施設使用料（シーツ代含む）もA.助成対象経費となりました。(P.32参照)

(4) 遠方で行う活動及び指導者等を遠方から招いて行う活動について

団体所在地から遠方へ赴き行う活動及び指導者・協力者を遠方から招いて行う活動を申請する場合は、それぞれ遠方へ赴く必要性及び指導者・協力者を遠方から招く必要性を電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に入力してください。(P.46参照)

審査の過程で、その必要性が認められない場合は、遠方に係る旅費はB.助成対象外経費となります。

なお、ここでの遠方とは、団体所在地の地方ブロック（北海道、東北、関東・甲信越、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）を越えることを指しますが、団体住所や活動場所が地方ブロックの境界線に近い場合等は、審査において考慮されることがあります。

(5) 活動の上限回数について

1活動における回数については、原則月1回（年間12回）程度となります。

月1回（年間12回）程度を超える活動を申請する場合は、その必要性を電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に入力してください。(P.46参照)

審査の過程で、その必要性が認められない場合は、月1回（年間12回）程度を超えた回数の活動に係る経費はB.助成対象外経費となります。

なお、特別な配慮が必要な子どもの活動の回数については、審査において、上限回数を適用しないことがあります。

(6) 「全国」及び「都道府県」規模で同じ内容の活動を5年間を超えて継続して行う活動について

「全国」及び「都道府県」規模で継続して行う活動の助成は5年間までとなりますが、6年目以降については、毎年一定の見直しを行っている場合に限り、助成金交付の対象とします。

6年目以降は、申請のたびに電子申請システムの「添付資料」ページにある「その他必要書類」欄に見直し内容を入力してください。(P.14、46参照)

*経費に関する追加や変更点については、P27～33の「経費の取扱いについて」をご確認ください。